

平成 25 年 第 12 回横浜市税制調査会
議 事 録

日時：平成 26 年 3 月 27 日（木）
午後 3 時 30 分から午後 5 時 00 分まで
場所：横浜市庁舎 5 階関係機関執務室

平成 25 年 第 12 回横浜市税制調査会

平成 26 年 3 月 26 日 (木)
午後 3 時 30 分から午後 5 時 00 分まで
横浜市庁舎 5 階関係機関執務室

税 制 課 長 それではただ今より、「第 12 回横浜市税制調査会」を始めさせていただきます。先生方におかれましては、年度末のお忙しいなかご出席を賜りありがとうございます。

会議冒頭にあたりまして、定足数の御報告と会議の公開についてお諮りさせていただきます。本日は 4 名の委員の方のご出席でございますので、定足数は満たしていることを報告させていただきます。

また併せまして、会議の公開でございますが、原則公開ですが事情により座長が非公開にできるという規定になってはいますが、本日につきましては公開ということでよろしいでしょうか。それではそういう取扱いとさせていただきます。

議事に入ります前に、財政局長の柏崎より御挨拶申し上げます。

財 政 局 長 財政局長の柏崎でございます。

本日は年度末のお忙しい中、第 12 回ということでございますが、税制調査会にご出席をいただきましてありがとうございます。

本年度の最後の調査会となりますが、御審議のほどよろしくお願ひします。

昨年 9 月から 11 月にかけて集中的に御審議をいただきました、横浜みどり税の 26 年度以降の取扱いにつきましては、昨年 12 月に行われた本市の第 4 回定例会におきまして、横浜みどり税条例の一部改正案が三項目にわたる市会の附帯意見が付され可決、成立いたしました。平成 26 年度から 5 年間、引き続き市民の皆様にご負担をいただきながら、しっかりと事業を進めてまいります。先生方におかれましては集中的にご議論をいただき、また、評価や検証というような観点からもご審議をいただいたことを感謝いたします。

市会の委員会の審議の中でも、答申について委員の先生方から非常に高い評価がございました。色々な観点から検討され、方向性がはっきりしていると評価のご発言もございました。改めて御礼を申し上げたいと思います。

さて、地方税をめぐる動きが国の方でも急でございます。特に法人関係の税については、平成 26 年度税制改正を受けて、税の偏在という観点から見直しをする動きがでております。消費税の見直しとも絡んで様々な改正を行っております。我々もそれを踏まえて市税条例の改正について取り組んでいかなければならない状況もございますので、今回もそのようなご議論をいただきまして、それを踏まえて我々も取り組んで参りたいと思っております。

本当にありがとうございます。

申し訳ありませんが、

税 制 課 長 それでは、さっそく議事の方に入りたいと思いますが、議事進行につきましては、座長にお願いしたいと思いますので、座長、よろしくお願ひします。

座 長 年度末にお集まりいただきありがとうございます。是非貴重なご意見をいただければと思います。

議題については、お手元の議題に沿って進めていきたいと思ひます。

まず、報告事項があって、そのあと議題に入っていきたいと思ひます。

では、報告事項の横浜みどり税条例の一部改正についてです。ご説明をお願いします。

資料1の横浜みどり税条例の一部改正にです。資料をおめくりいただいた1ページ以降に書かれました内容が今回の答申を受けたのちの条例改正の概要です。

税制課長 市会と十分調整するようご指摘をいただきました税率の改正につきましては、4番にありますように個人年間900円、法人年間均等割9%相当額になりました。特に法人の課税免除措置につきましては、一つは委員会からの答申にもございました税負担の公平性という観点、もう一つは、現下の経済状況を勘案しまして、26年度以降は適用しないということにさせていただいたところでございます。

ページをおめくりいただきまして、最後の3ページになりますが、議決にあたりまして、市会から附帯意見をいただいております。3項目ございますので、読み上げてご紹介させていただきます。

1点目は、横浜みどり税の目的、内容について、今後も引き続き、市民への周知の徹底を図るとともに、その効果を市民が実感できるように工夫を図ること。2点目は、行政改革を一層推進し、特に事務事業については、徹底した見直しを行うこと。最後に3点目として、今後の税制改正や社会経済状況の変化等に伴う市民生活や市内経済動向を注視し、必要に応じてその対策を検討すること。以上の3点が附帯意見として市会から附されたところでございまして、特に1項目の市民への周知あるいは効果の実感ということにつきましては、4月以降に環境創造局並びに財政局両局におきまして、従来にも増して広報に努めて進めてまいります。

以上でございます。

座長 ありがとうございます。今ご説明していただきましたところはよろしいでしょうか。

税制調査会とすれば、我々の意見に沿った改正で、答申について問題なしということで大変高く評価したいと思っております。

もう一つ、市会からいただいた附帯意見の1番のところ、〇〇委員にはこれまでも大変に御苦勞をお掛けしましたが、成果が表れる1番大きな要因であろうと思っております。そこで引き続きまた先生にご尽力をお願いできればと思っております。

委員 わかりましたと。

座長 是非お願いします。やはり更新期以外に一番大事なところが、この市民会議のあり方になってきますので、是非〇〇委員にはお願いしたいと思っております。

それでは、議題に入っていきたいと思います。

地方税法改正に伴う大事なこともございます。議題では1番となっております。資料の2以降になりますけれども、ご説明をお願いします。

税制課長 26年度税制改正の概要と今回の市税条例の改正を総論的にまとめてご説明させていただいた後に、論点メモに従いまして、ご検討いただければと思います。

まず、資料2にございますのは法人市民税法人税割の税率引下げでございます。

資料をおめくりいただきますと、タイトルに、地方法人課税の偏在是正とありますが、内容としましては、消費税率が4月から8%に上がる段階で、地域間の税源の偏在性というものを是正し、財政力格差の縮小を図るという目的のために、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化とするものです。

数値的には四角の中にありますとおり、都道府県分の税率は現行5.0%、市町村分の税率は12.3%で、制限税率が6.0%、14.7%となっているところを、標準税率あるいは制限税率いずれも都道府県分は-1.8%、市町村分は-1.6%引き下げています。

あわせて、2番にありますとおり、地方法人税の創設ということでございまして、国では、法人住民税法人税割の引下げ分に相当する規模の国税として地方法人税を創設し

ます。税率は 4.4%で、この税収全額を交付税特会に直接繰り入れて地方交付税原資化をするという内容になっております。

丸の2つめは、現行で行われております事業税に関する地方法人特別税の規模を3分の1に縮小して、法人事業税に還元することをあわせて行うものでございます。

なお、消費税率10%段階におきましては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進めるとされています。また、地方法人特別税・譲与税関係は廃止するとともに現行制度の意義あるいは効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行うとされております。

次のページは今申し上げたものを図示したものでございます。規模感覚で捉えていただきますと、左側の図、法人住民税の交付税原資化ですが、現行の法人住民税は全国ベースで2.3兆円となっております。これを改正の後は、法人住民税として1.7兆円、地方法人税として0.6兆円とし、地方法人税分を交付税の原資とするということです。

おめくりいただきまして、3ページ目になりますが、改正にあたりまして、地方財政審議会に設けられました検討会で取りまとめられた報告書になります。

これも四角の枠の中になりますけれども、丸の一つめ、地方自治の原則は税である、また、受益と負担の関係等から、偏在性が小さく税収が安定した地方税体系の構築が原則である。その上でなお存在する地方団体間の財源の不均衡の調整は、地方交付税制度で対応することが原則とされています。

また、一つ飛ばしていただきまして、地方法人課税は、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めるためにも引き続き重要な役割を担うべきであるとされ、さらにその下、地方法人所得課税は、税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいこと等から、法人住民税法人税割は都道府県分及び市町村分の交付税原資化を目指すべきである、また、法人事業所税所得割は外形標準課税の拡充、付加価値割の充実等を目指すべきとされています。

また、その次のページ、見直しの方策についてですが、丸の一つ目ですが、地方消費税率の引上げにより、不交付団体の財源超過額は拡大し、不交付団体と交付団体間の財政力格差が拡大することから、偏在是正のための措置が必要であるとされています。

その次ですが、地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化と、法人住民税法人税割の地方交付税原資化による税源交換を基本的な目標とすべきではないかとされています。

さらに、今回の税制抜本改革においては既に地方消費税の税率引き上げが決定していることを踏まえ、税制抜本改革法第7条第5号ロの規定、これは下の点線の枠組みにあります。税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討するというものでした。これに基づいて、法人住民税法人税割の一部の交付税原資化をするところとさせていただきます。

残りは省略させていただいて、5ページです。現在の横浜市における法人市民税法人税割の税率でございます。法人の区分ごと、5億円未満は標準税率と同じ12.3%、5億円以上10億円未満は13.5%、10億円以上は制限税率である14.7%の3段階の区分となっております。

次のページは法人事業税の関係ですが、割愛させていただきます。

また、本件については後ほどご説明をさせていただきます。

続きまして資料3でございます。耐震改修工事が完了した家屋に係る都市計画税の減額措置でございますが、資料をおめくりいただきまして、まずは1ページ目でございます。

既存建築物の耐震改修に係る措置ということでございまして、耐震改修促進法が昨年11月25日に改正になりました。このことにより大規模建築物、これはその下にありますように、不特定多数の者が利用する大規模な建築物等で病院あるいは旅館等、また、地方公共団体が定めると決まっている耐震改修促進計画で指定した避難路に敷地が接する建築物、あるいは都道府県が耐震改修促進計画で指定した防災拠点となる建築物、これらのことを大規模建築物と言っていますが、これに対して耐震診断が義務付けられており、耐震診断を実施し、所管行政庁へ結果を報告することを義務付けています。

そうしますと、その下になりますが、そのための支援策としまして税制措置を設けるということで、地方税におきましては、丸の一つ目は耐震改修促進税制について、国税に準じた措置を取るということが1点目です。もう1点が、固定資産税については特例措置を設けるということで、平成26年4月1日から平成29年3月31日に、措置内容としましては2年度分、対象建築物の税額を2分の1に減額することとなっています。住宅についてはすでに手当をされているので、下のカッコの後段にありますように、住宅としての特例の対象となるものは除かれます。

なお、資料の3ページ目をご覧くださいと思いますが、本市における耐震改修工事が完了した家屋に係る固定資産税・都市計画税の減額措置を表にまとめたものでございます。表では耐震診断が義務付けられていない家屋と耐震診断が義務付けられている家屋の大きく2つに分類し、上から順に耐震診断が義務付けられていない家屋のうち住宅については、耐震基準に適合したものはすでに固定資産税の減額措置が設けられておりまして、本市におきましては、併せて都市計画税においても同様に減額措置を設けているところでございます。ただしこのグループでは住宅以外は、減額措置は講じておりません。その下のグループになりますが、耐震診断が義務付けられている家屋のなかの地震災害時に通行を確保すべき重要道路沿道の建築物のうちの住宅は、すでに2分の1の減額割合が26年度以降の2年度間固定資産税について設けられておりまして、都市計画税についても本市独自に2年度間の軽減措置を設けています。今回はその下の太枠になっている部分、このグループで住宅以外のもの、さらに一番下の多数の人が利用する特定建築物等、これらにつきましても固定資産税が2年度間・2分の1と減額措置が設けられたところで、これに合わせて本市独自に都市計画税の扱いについて論点とさせていただきます。資料3については以上です。

資料4のわがまち特例における条例で定める特例割合の設定の考え方についてですが、おめくりいただきますと、わがまち特例の考え方を掲載させていただいております。まず、左側の特例措置の主要構成要素として3点ございまして、1点目が税負担軽減の条件で、これは特例の対象になります。2点目は税負担軽減の期間、3点目は税負担軽減の程度、この期間と程度について条例委任の対象となり、自治体が裁量で定めることとなっております。右側の基本的考え方にありますとおり、これまで国が統一的に定めていた地方の課税権に関する統制を徐々に緩めていく観点、あるいは住民にとって過度にわかりにくい税制となることは避けるべきといった観点を踏まえ、条例委任は次の方法により実施されています。1点目は特例措置の主要構成要素のうち、特例期間・特例割合について条例委任することを基本とされています。また、2点目は特例割合等を条例委任する際には「法律で示す一定の特例割合等」、これは参酌基準となりますが、及び条例で定める特例割合等の「上限・下限」を設けるとされています。3点目は2点目の上限・下限のあり方は、地域決定型地方税制特例措置方式を導入する個々の特例措置の内容等を踏まえ、検討するとなっております。

資料の2ページは平成26年度の税制改正で設けられましたわがまち特例の項目でございます。3点ございますが、1点目は浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定された浸水防止計画に基づき、平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得した浸水防止用設備に対して講じる特例措置を新たに設けるといふものです。対象資産は今申し上げたとおりで、特例率は3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下で市町村の条例で定める割合となっております。具体的にはその右側ですが、止水版、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機が該当となります。今回のわがまち特例の対象はいずれも償却資産になります。

2点目は自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器に対して講じる特例措置で、対象資産は簡単に言うとノンフロン製品です。CO₂ショーケースや空気冷凍システムが該当して、特例率は記載してあるとおりとなります。

3点目は公共の危害防止のために設置された施設又は設備について、対象資産を一部見直し、一部わがまち特例を導入したうえで適用期限を2年延長するものです。これは新設ではなくて拡充になります。対象資産は①として汚水又は廃液処理施設、②として大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設、また③として土壤汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設で、主にドライクリーニング機に係る資産となっております。

次のページにはこれまでに本市が導入したわがまち特例の導入例になります。特定都市河川浸水被害対策法による雨水貯留浸透施設、下水道除害施設、都市再生特別措置法に関連する備蓄倉庫があり、こういったものに対して課税標準の特例措置をこれまで本市は導入しています。この取扱いにつきましては、後ほど論点整理で申し上げますところをご議論いただければと思います。

最後に資料5になります。これは本日の論点と直接関係ありませんが、軽自動車税の税率の引上げが行われます。資料をおめぐりいただきまして、税制改正大綱がございますが、2(1)②で自動車取得税については、消費税率8%への引上げ時において、平成22年度燃費基準を満たした自動車等の取得に係る税率を引き下げることとし、自家用自動車については5%から3%、営業用自動車及び軽自動車については3%から2%にそれぞれ引き下げるとしており、次の段落で自動車取得税は消費税率10%への引上げ時に廃止する。そのための法制上の措置は、消費税率10%段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずるとされております。

また②は自動車税についての見直しです。

最後に③に記載されている軽自動車税については、具体的な内容として2ページ目をご覧ください。原付、軽二輪及び小型二輪については、平成27年度分から標準税率を約1.5倍引き上げます。なお、原付の現行の最低の税額は1,000円ですがこれを改正後は最低2,000円とし、表にあるとおり現行の税率が1,000円から4,000円となっているものを改正後の税率は2,000円から6,000円に引き上げます。軽自動車及び小型特殊自動車については、平成27年度分から、三輪と四輪、二輪が再掲とありますが、自家用乗用車にあつては1.5倍、その他の区分の車両にあつては約1.25倍に引上げるようになっております。ただ②にあるとおり、平成28年度分から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、標準税率の概ね20%の重課を導入するとされております。

資料の4ページになりますが、小型特殊自動車というものがあつて、これは何かというと概要にありますように、①として「農耕作業用」の特殊自動車、②として次の規格であるものということで、表にありますように、農耕作業用のものとその他としてショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、フォーク・リフトなどがあります。その

課税関係は、①として小型特殊自動車の標準税率は、地方税法第 444 条第 1 項第 2 号において「軽自動車及び小型特殊自動車」として一括して規定されています。②として同条第 3 項において、同条第 1 項第 2 号の区分により難しいものについては、地方団体における条例において税率を定めることができる旨規定しており、ほとんどの市町村が旧条例準則に規定されていた税率を参考にして、条例において税率を設定しているところでございます。そして、3 の平成 26 年度改正における対応について、小型特殊自動車の税率について、農耕作業用のもの、その他のもの等に区分して軽自動車とは別に税率を定めている市町村にあっては、改正後の軽自動車税の税率と均衡を失しないようそれぞれの区分に応じた適切な見直しを行う必要があるとしているところでございます。

以上、簡単ではございますが税制改正の概要になります。

次に、これからご議論いただく論点メモになります。

1 点目としまして法人市民税法人税割、この超過課税分、現行 14.7%、13.5%ですが、これについて、国の法律に合わせて 2.6%ずつ引き下げることにどうかというご意見をいただきたいと思えます。なお、先程の資料におきましては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化を検討する際に、地方団体の課税自主権や、課税団体にとって法人住民税法人税割が企業誘致等の税源涵養のインセンティブになっていること、課税団体が立地企業を中心とした産業育成を通じて地域の活性化に取り組んでいること、これらに十分配慮して、法人住民税法人税割の制限税率については、現行の超過課税分が確保できるよう、その引上げを検討すべきという意見が報告されております。次のページには本市が行っております超過課税がどういう経過で行われて、どういうものに充当されているかを説明した資料でございます。昭和 49 年の条例改正提案理由では、本市における人口及び企業の集中は、道路、交通、下水道等の都市施設や教育施設、更に公害対策等の市民の生活環境を整備するための多くの財政需要をもたらしていて、これらに対処する財源措置の一環として市民税法人税割の税率を制限税率まで引き上げる措置をとったという経過があります。充当の経過については、従来は木造校舎の改築でしたが、現行では都市基盤施設の設備、地震防災対策等に充当されています。

論点の 2 は耐震改修工事完了家屋に係る減額制度についてです。本市独自の都市計画税を新設するのにご意見をいただければと思えます。

資料 4 ページ目になりますが、固定資産税のわがまち特例について、条例で定める割合を判断する際の考え方について、対象資産に係る国の施策と市の施策との関連性あるいは法令による規制等と条例等による規制等との比較考量の点に着目して考えたらどうかという 2 点についてご意見をいただければと思えます。

最後に、その他としまして、これらを検討する際に併せてご議論をいただかなくてはならないのですが、「地方法人課税の偏在是正のため、法人住民税を一部国税化、地方交付税として再配分」の考え方がどうかということについてご意見を伺います。最後に、わがまち特例についての導入の趣旨に照らして今までの対象資産がどうかということのご意見をいただければと思えます。

座 長 ありがとうございます。それでは、今いただいた論点について整理をしながら進めていきたいと思えます。先ほどから申し上げていますが、地方法人課税という大きな問題があり、この部分は時間を取った方がいいと思えますので、後ほど議論いたします。それと同時に地方法人課税のあり方、特に財政調整にこれまで市税だったものを使うということについては、重大な問題ですので、できれば次年度以降の税制調査会で改めて時間をかけて審議をさせていただけるとありがたいと思えます。

今いただいた論点の中で、耐震改修の減額の中で都市計画税が抜けている部分を横浜市としてやりたい、ということについて税制調査会としてどう判断するかということをも第1点目にさせていただきたいと思います。

第2点目は、固定資産税のわがまち特例、唯一地方税において自治体に裁量部分がなかった部分、つまり税率と課税標準と課税客体という3つの中で唯一各自治体の裁量がなかった課税標準の部分について特例を認めようというのですが、このわがまち特例がそれほど実効性があるものなのか、あるいは中身がどういうものなのかということをお先生方にご意見をいただきたいと思ひます。

第3点目は、超過課税の税率が表面的には問題になりますが、これは地方税法に書いてある制限税率です。これではなくて、むしろ一番の問題である、そもそもなんで地方法人課税の税率を引き下げ、かつ、4.4%というわけのわからない地方法人税を作るのかということについてのご意見をいただきたいということをも第3点目にさせていただきたいと思ひます。

まずは第1点目ですけれども、耐震改修工事完了家屋に係る減額制度ということで、先ほどご説明いただきましたが、論点メモの3ページを見ていただきまして、ご発言をいただければと思ひます。地方税法に列挙されている特例、固定資産税並びに都市計画税がその右側に書いてございますけれども、固定資産税については、耐震診断が義務づけられていない家屋の住宅以外は抜けておりますけれどもほぼ全ての建物について規定があるのに対して、都市計画税については各自治体の判断に任されています。横浜市からすると、これを合わせ技でやりたいということなんです。まず、地方税法の方でなぜ都市計画税だけ抜けたのかということと、なぜこの部分を横浜市として追加したいのかということをももう少しご説明いただけてからの方が我々は意見が言いやすいかなと思ひますけれども、いかがでしょうか。

企画係長 都市計画税は抜けたというよりは、無いということなんです。

座長 無いところもある、ということですね。

企画係長 元々は固定資産税の減額制度としてできたものです。私どもは、論点整理メモの下の囲みですが、平成23年に省エネの新築住宅の減額措置を導入する際に併せて、こちらにも震災対策にさらに実効性を持たせることができるだろうということで制度を作りました。対象物としまして、そもそもこれは安全な住宅を作ろうという所から出発している関係から、住宅について制度があります。その後耐震改修促進法が改正されたので、耐震診断の義務づけというジャンルが出てきたので、それを手当てするために法人税を始めとする税制の優遇措置をインセンティブにしようということで作られています。

座長 それでは先生方いかがでしょうか。このように横浜市としてやりたいというご意向があるというところでどうでしょうか。このようなものに一番詳しいのは、〇〇委員かと思ひますがいかがでしょうか。

委員 これは、地方税法では排除はしていないと読めばいいということですか。

企画係長 そうです。対象を広げてきたということなんです。

委員 固定資産税レベルでは対象を広げてきた、ということですね。

企画係長 そうです。

座長 都市部の自治体からすると、この両税の区別が分からないというか、両方課税して片方だけ減額するのは、むしろ不自然な感じがする部分があるのかなと思ひます。

委員 都市計画税は固定資産税とは一応独立した税目としての都市計画税なんだから、都市計画税の趣旨からして減免の理由があるということでもやらないと、固定資産税でやっている

から横並びですというのは、あまり説得的ではないと思います。

- 座 長 おっしゃるとおりです。
- 委 員 そもそも都市計画税という税金が一定の目的をもって上乗せされているわけだから、どういう理屈でこれを適用させて減額していくかという理屈付けだと思います。
- 座 長 この理屈付けがしっかりできないと安易な拡大になってしまいます。
- 委 員 固定資産税がやっているからといって都市計画税もやったほうが良いというのは、理屈として成り立たないと思います。
- 主 税 部 長 補足を致しますが、元々、耐震診断が義務づけられていない住宅から始まっております。当時、いわゆる省エネ住宅、温暖化対策に関して都市計画税を使えないかということです。また、東日本大震災の後に議論が始まったので、もう一つの切り口として横浜市として防災対策を強力に推進するという中で都市計画税が使えないかという中で、耐震診断が義務づけられていない住宅について固定資産税が元々仕組まれていたので、その対象物の捕捉ができるという議論が当時ございました。一定の耐震改修工事に、インセンティブを与えようとする議論の中で、固定資産税の仕組みがあるがゆえに、特定が出来るというそういったご議論が当時ございました。都市計画税を活用しインセンティブを防災対策に与える上で、固定資産税が仕組まれているので、都市計画税もできるというご議論でした。その上で、当時耐震診断が義務づけられていない住宅が仕組まれていましたので、これに伴い導入していったという経緯になります。
- 座 長 この件は来年度に向けて提案されるということですね。そうであれば、理由の説明のところで、都市部において特にこの措置を講ずる必要性が高いですとか、あるいは、都市部なので、こういうインセンティブを与えないと中々難しい所があるというきちんとした理由をつけていく必要があると思います。
- 委 員 課税するのも誘導策だし、課税しないのも誘導策なわけです。だから、課税して横浜市の財源で耐震確保だとか、避難の確保だとかというところに歳出を回すよりも、課税しなくて民間の所有者の方でそのようなことをやってもらった方が効率的であるといえればそれでいいわけです。そうすると都市計画税の中での不公平さというのが正当化されます。扱いは違うけれども、限度を超えて不当で差別的に扱いが違うわけではありません。これくらいならありであるという範囲内に抑えられることができると思います。
- 税 制 課 長 今回の固定資産税の減額措置が都市計画税にもという横の動きではなくて、この表で言うと、一番右の縦の流れのことを言っています。本市としては、耐震改修に対して都市計画税の減額という施策を講ずることで、推進を図っていきたくと考えています。その中で、住宅は既に講じてあり、今回新たに住宅以外あるいは特定建築物というジャンルの中にも併せて同様に適用していきますという整理を図り、理屈付けをきちんと明確していきたいと思っております。
- 委 員 この制度ができると、都市計画税も減額してくれるので、元々耐震診断の義務づけはあるけれども、より積極的に耐震診断をやって減免措置を適用してもらいましょうとなるかと思えます。これは、限時法でやるのですよね。そうすると、限時法がある間に急がないと、義務だけ残って減免はできないことになっていきますなるべく早く耐震診断をやってほしいというのは公共の利益にかなっているもので、それに限ってなるべく早くやってもらえるように時間を限って誘導措置を与えますというのが良いのではないのでしょうか。
- 座 長 今の話はとても分かりやすいです。
- 委 員 これは、耐震改修工事が完了しないとダメなのですよね。
- 主 税 部 長 まず、耐震診断が義務づけられて、そのうえで改修したものです。
- 委 員 耐震改修の工事に補助をつけるということはしていないのですか。

企画係長 建築局で補助金の制度がございます。

委員 減額だけではなくて、税収の確保という観点からはどうかということも見る必要があると思います。補助金という手段もあるわけで、減額だけを見ていいのかなと疑問に思います。

座長 確かに両方書いていただく方が一番バランスがいいのかなと思います。補助金も出していますし、減額もあるというバランスを考えた上でこちらを決めましたよという方が説得力があります。

委員 補助金と税の減額という上下を足して市財政にとってのコストなわけですよ。このことも言わなくてはいけないと思います。税の減額だけ切り離して言うともとても違和感があります。

委員 私たちの分野で言うと、「タックスエクスペンディチュア」と言っています。

委員 民間でやってくれた方が効率的だから減免で誘導します、というところに補助金載せるのはおかしいですね。

主税部長 むしろ、補助のさらに上乘せの促進税制であるということではないでしょうか。

委員 そうです。

委員 それで説明がつけば分かります。

主税部長 国費も入ってくると聞いております。

委員 それを政策的にプッシュする、よりプッシュするという位置づけをするという理屈付けであれば納得できる。

座長 説明する時に、全体像が見えた方が当然説得力が高くなります。

委員 世論ですが、耐震診断を義務付けられた家屋は2年で耐震診断を義務付けられていない家屋の方は1年であるのはなぜかという疑問があります。地方税法では1年となっているけれども、市税条例は、2年やりますということではできません。耐震診断を義務付けられた家屋の方は規模としては一定程度大きいものです。一番上の耐震診断を義務付けられていない住宅というのは、正に住宅です。

委員 数が多いのでしょうか。避難路確保の所は、例えば、新横浜通りのところの住宅だけだから、限られていますよね。だから、2年間のメリット与えても財政的な部分に比べられるけど、街の中の全部の住宅を全部変えてくれということというのは、とてもではないけれども、お金が出せませんということです。だからせめて一年間、ということですね。それは、住宅所有者からすると、気になりますよね。避難路に面している住宅だって私有財産であり、住宅街に立っている住宅も私有財産です。所有者から見るとどちらも同じなわけです。たまたま隣に避難路があって、そこを確保するためにメリットを得るといった人たちと住宅街の中なので、それは関係なしですということと同じメリットを与えるという事ならば、同じでもいいと思います。

委員 税収確保ですよ。

委員 実際にはそうでしょう。

主税部長 先生がおっしゃったように影響額だと思います。

委員 耐震診断が義務づけられていない住宅の方が断然大きいのではないのでしょうか。

委員 おそらく「この部分を新設」と書いてある部分については、「2年度間」と記載するのを想定していらっしゃるのでしょうか。そうすると、固定資産税の1年度間が1つ、2年度間が3つと横並びになるわけじゃないですか。そうすると、これから措置を打つのに、なんで耐震診断を義務付けられていない家屋は1年度間で、耐震診断を義務付けられた家屋は2年度間なのかという理由が必要になると思います。「固定資産税が2年度間だからそれに合わせました。」という説明もあるかもしれないけれども、1年の方とは理由が違う説

明があれば良いと思います。

委員 説明をするためには、耐震診断が義務づけられている家屋であるという理屈付けをなんとかそこに根拠づけて説明できるといいですね。

委員 義務付けではなくて、代理変数ですよ。義務づけが問題なのではなくて、安全確保が問題なのですよ。

主税部長 しかも、耐震診断を義務付けられた家屋の2年間の方は、当該建物の安全というよりかは、周りの人たちの不特定多数の安全ということになるのではないのでしょうか。

委員 そうだと思います。避難路に面している家が崩れたら困るから救急車通れるように道路を維持しなければならない。家の人たちを守るためにやっているわけではありません。だから、住宅街の住宅は1年しかメリットがないけれども、公共の利益にかなっていて所有者自身の利益ではないので、上乘せするのですといわないとこの違いが説明できないと思います。義務付けしているかどうかは条文で書けばいいだけで、あまり説得力がない。そこを逃げて逃げる人たちの避難路の確保であったり、たくさん人が集まっていて被害が大きくなると困るので、不特定多数の集まっている人たちの利益を確保するために上乘せしますと言えば分かりやすいと思います。つまり公共の利益の確保のため。

委員 逆に、避難路に面していない住宅というのは、何かあったときに強制的に壊してもいいことになっていますよね。

主税部長 そのとおりです。

緊急措置が出来たと思います。利用も制限されると思います。

委員 そういっただけという説明があれば、良いと思います。

座長 いずれにしても、地方税の議論をするレベル以上の議論を我々してしまいました。これを元にご提案していただければ大丈夫だと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

それでは、2番目のわがまち特例に移りたいと思いますが、端的に言いますと、わがまち特例の評価についてです。良いのか悪いのかということでもよろしいかと思ひます。いかがでしょう。論点とすると2つ書いてあって、特例割合の決め方とかありますけど、それも含めて、わがまち特例をどう評価するのかということでも結構かと思ひます。

委員 技術的には色々あるのかもしれませんが、こういう部分で分権をどうこう言っていて、一方で法人市民税の法人税割みたいなことをやる、一体どういう話だということがあります。

座長 税金を片方では取り上げておきながら、わがまち特例で分権的なことを言っておかしいということですね。

委員 自主性も、どうかなと思ひます。

座長 一つは、法人市民税の法人税割との議論で考えると、〇〇委員のご指摘のとおりであると私も賛同いたしますけれども、実態としてどう評価しますでしょうか。説明資料の4番のところで、テクニカルなことがいっぱい書いてあって、3ページ目で横浜市でも実施をしているのがありますと書かれているのですけれども、これを見られてどう感じるかということですか。

主税部長 補足をしますと、一つは、論点整理メモの4ページにございますけれども、すでにつか先行でわがまち特例を導入され、今回の地方税法改正でも出てきています。一義的にはまず軽減の割合をどうしようかということで、わがまち特例の中では参酌基準という言葉を使っているのですけれども、私共も軽減割合をどうするかと考える中で、「国の施策と本市の施策の関係性を洗っていく」ということです。具体的に言いますと、対象資産について規制をするといった話がでてくるわけですか。私共のところは国以上の規制をかけてい

るというのであれば、参酌基準ではなくて、軽減割合を少し拡大するとかそういったことが考えられるのであろうという趣旨です。今まで、過去にそういった考え方の元に導入されたわがまち特例の対応をしてきました。今回分も含めて基本的に参酌基準と考えております。それは、国の予定している例えば法といったものより、規制を上乗せしているとかそういうものはございません。または、誘導であれば、国に上乗せして行政措置を行っているというものもございませんので、国の参酌基準を採用していこうと考えています。そういった考え方に対して、ご意見をいただければというのが一つでございます。

もう一つは、現実問題として、今まで導入された対象資産が、少なくとも横浜市においては対象が少ないですし、特別に横浜市が何か進めたいといったことが実はありませんでした。せっかくの課税自主権の拡大ということであれば、たとえば対象資産をもう少し普遍的にしてもらって、それぞれの自治体の意向がもう少し発揮できるようなものがあればいいのにと考えています。少なくとも今まででできたものというのは、対象の数も少ないですし、正直に言います、事務方としては、せっかくこういう看板がついているにも関わらず期待外れかなと、思っております。

座長 今の部長のお言葉をいただいて、かなりまとめやすくなったかなと思います。少しまとめさせていただきますと、当然ですけれども、考え方・方向性として、各自治体の自主性を高める、意識を高めるということは、望ましい方向性です。ところが、現実の実態を見るにつけ、特例を認める範囲も、地方の望んでいるところとはあっていないし、実際に認められている範囲内という、別に自主性を発揮したくなるようなところでもないし、かつ、参酌割合に依拠せざるを得ないような、つまり、あまりどうこうしたいところではないです。つまり一言でいうと、現実の制度は、実効性に乏しいものです。わがまち特例をやるのであれば、もっと地方自治体、市町村の意見を入れつつ特例の範囲を自治体の意向に沿った所に拡大をするべきであって、現時点の制度では、期待外れの制度である、というところだと思います。

委員 地方税法のこの条文は、条例で同じことをやってはいけないという意味ですか。要するに、地方税法のわがまち特例の横に、条例で上積みした「わがまち特例」があるのではないかということです。「地方税法わがまち特例」と、上積み部分の「わがまち特例」の両方作れるのではないかということです。上積み部分の「わがまち特例」だったら、横浜市の設計図で書けばいいだけだから、横浜市の好きなことが書けますよね。地方税法で書くと言ったら、日本全国なので全体で共通して使えるもので言ったら何があるかと言ったら、地方税法の要件のようになるのでしょうか。

座長 官僚が了承する範囲内ということですよ。
委員 だから、本当に横浜市がわがまち特例のアクセルを踏みたければ、条例上積みでわがまち特例をやるべきであって、地方税法のわがまち特例の当否を論じても仕方ないのではないかと思います。

主税部長 それは、課税標準の特例措置を上乗せすることなどを含め横浜市が独自に入れようということですが、従来の考え方ですと、座長から一番最初にお話があったように、そこは課税自主権が及ばないところだと思います。

座長 歴史的にみるとなくなってきたところですね。
委員 住民税から始まっています。

主税部長 例えば固定資産税にして、課税標準の特例を独自に入れていくとなると、なかなか難しいのかなと、思っています。

委員 実際上は、交付税に影響があるかもしれません。

主税部長 一番代表的な例で言いますと、非課税としているものを課税できるのかということがあ

ります。

委員 それは難しいと思います。それは地方税法上の非課税はおそらく強行法で、事情が違う話で、国の方だって地方税法でこれはある意味穴をあけているわけですよ。穴をあけているのがここしか穴をあけてはいけなくて縛っていると読なければならないのか、これは全国統一メニューであって、横浜市は、別にやってくれてもいいです、だけどそれは横浜市の業務なので横浜市で考えてくれと地方税法は我々に語っているのか、どう見ればいいのかね。

主税部長 後者は縛っていると思います。課税標準の特例を独自に作れるかという事になると思いますけれども。

委員 一般化するとそうなりますね。しかし、一定の政策目的で、減免の範囲を拡大することなので、ちょっと違うようにも思います。

座長 おそらく課税標準、課税客体の境目がなくなってしまって、法定外税の話になってしまうと思います。

委員 一般化するとそうなります。だから、条例上積みのがまち特例なのです。要するに、地方税法上の減免というビルの横にもう一軒、つまり横出しで横浜市でビルを建てたらどうですかと言っているのです。

座長 それはいい考えですけどもね。

委員 もし、それが言えるのであれば、地方税法上の標準メニューの当否を論じて、あまり横浜市には実益が無い話です。アクセルを踏むのであれば、出来ると考えて条例でプロパーでやります、つまり条例上積みのがまち特例ですと言った方が施策との整合性は作りやすいでしょう、と私見では思います。入口は、地方税法がそれはアウトですと禁止していると、例えば非課税ですと地方税法で言っているものは、非課税と地方税法で決めているんですから、条例で課税にはできないです。法律が禁止しているからです。それとは少し事情が違うと思います。お隣にビルを建ててもいいと地方税法は言っているのではないかと思います。それをやったがために、全体としてみたときに、交付税に影響が出るかもしれません。政策判断、政治判断をしなければならないと思います。地方税法と条例の枠の中だけ考えると、禁止していなければやっても良いというのが普通ですから、そうしてもいいのではないかと思います。そうすると標準メニューの方は全国の標準的な状況を標準メニューにしているわけだから、そこを問題にしても仕方がないじゃないですか。

座長 今回のこのとりまとめでは、こういうことにしましょう。今話があったように全国的に風穴を開けたところの範囲内では、実効性に乏しいので、隣にもう一軒ビルを建てるという事が自治体において課税自主権を生かす最善の方策であり、今後ぜひ国でも検討してもらいたいし、我々はずっと主張していきます。

委員 出来るという事をはっきりしてほしいです。検討だと、できるかできないか分からないから、できないと言われる可能性があります。こちらから持っていくときは、出来るという事をはっきりさせてくれと言わないといけません。

座長 まずはこれで報告書に書いておいて、反応があれば、4月以降にまた、改めてやりたいと思います。現時点の評価からすると、官僚、各府省が認めた範囲内にとすると、あくまでもいつまで経っても実効性に乏しく、横浜の様な先進的な自治体からすると、現状に相応しない制度である。これで実行のあるような課税自主権をみとめるのであれば、隣に条例横だし（上積み）のわがまち特例のビルを建てさせてくれということですよ。

- 委員 僕は個人的に今言ったように思います。
- 入り口は、地方税法上のわがまち特例は当該わがまち特例のみ認めていて、他の条例上積みわがまち特例を地方税法上は禁止していると読むのか、そこは沈黙していて解釈次第であるいはやってもいいと読むのかで、やってもいいをかなり推し進めて一般化すると法定外税の話になります。すぐ隣に建ててもいいかぐらいなら、横浜版の話をしているだけなのでいいのではないのでしょうか。地方税法の規定（この場合は減免規定）に関する条例との関係に関する法律論としては十分吟味する必要があるでしょう。
- 今回の年度末のまとめではとりあえずこれぐらいにしておきましょう。きちんとそもそも課税客体における自主性はどうなっているのか歴史的にやり始めると、やはり税法にその範囲が書いてあります。よって色々なことがでてくるので、今回はとりあえず先ほどのまとめでおきましょう。
- それでは一番大事な地方法人税、わけのわからない交付税算入です。まずは、論点になりますが、超過課税分を引き下げることはいかがでしようかと書いてありますけれど、先程も申し上げたように地方税法に書いてある制限税率の改訂版になりますし、今までの制限税率の幅よりも若干広げてあるものですね。
- 主税部長 倍率としては広がっています。課税自主権を配慮しなさいという議論が国の検討会でもあって、結果的に引き上がっています。
- 座長 そうであるので、我々としてはこれについて良い悪いと言う余地はありません。
- それよりもむしろ、何故こういうことになったのかということについて意見を言っていきたいと思います。
- 資料としては資料2の1ページ目の税率が書いてあるものになります。今まで横浜の法人住民税法人税割の部分の税率の4.4%相当分を奪われてしまうということについてです。これを都道府県の場合は譲与税という形で地方法人特別税でやったわけです。今回はあまりに分権に逆行するという批判も強かったせいもあるかと思いますが、巧みに交付税算入という地方全体だと賛否両論というか、賛成の方が多くなります。損得は抜きにして日本全国で議論していただくためにも、我々は客観的に適正な意見を言っていかなければいけないし、言える立場にあるのはおそらくここだけだろうと思います。同じような税制調査会がある東京都も道府県なので、市町村として今回のことをどのように考えればいいのかということで意見をまとめていきたいと思います。存分にご意見をいただければと思います。まずは、一番交付税に詳しい〇〇委員いかがでしょうか。
- 委員 法人税割の一部を国税化するということが自体が課税自主権に問題があるのと、それを交付税に入れてしまうということで、交付税自体の財政調整や財源保障の考え方が大きく変わってしまっていることだと思います。したがって、この税を原資化すると、財源保障というものが一体どういうことを意味するのかということがこれまでと180度ぐらい転換するようなことで、大きく問題視されることだと思います。それと同時に、これが十分な議論がされないままいつの間にかこういう形になっていて、国と地方の協議の場のようなものがあるわけですからここできちんと議論されて、地方団体も意見を言う形で進められるべき問題であるのに、いつの間にか原資化ということになっていて、その過程自体も大きい問題があるものだと思います。
- 座長 同じく財政全般という事で、いかがでしょうか。

委員 いわゆる地方の法人税というものの性格を基本的に変えてしまう制度だと思います。つまり、そもそも地方で法人課税をするということは、本来はその法人がその地域でその地方公共団体から受けている公共サービスに対して税負担をするという考え方で税を徴収しているはずで、それを交付税化してしまうことになると、わかりやすく言うと、横浜にある法人企業が横浜のサービスに対して払った税金を、全然関係ない例えば北海道のある特定の地域にサービス提供するための原資として使われてしまうという話になるので、そもそも税なのかということで、従来の法人税割を含めた地方法人税の性格を大きく変えてしまう制度と考えるべきです。税理論として考えた時にそれでいいのかと思います。辻褄合わせでこのようなことをやっていいのでしょうか。共同税という形ならまだわかりませんが。

座長 共同税の衣をかぶせたいのでしょうかね。

委員 よくわからない制度です。答申が出た時にびっくりしました。資料2の3ページにある「地方法人課税のあり方等に関する基本的な認識について」というところです。

委員 再配分のメカニズムとしてしか見ていないということですね。

委員 税金として見ていないのです。

座長 法人課税の一部分だけを取り上げて、法人課税は偏在するし変動するので、なかなか市町村税としてはなじみにくいものですよとあって、それは皆で持ってしまって、特に偏在する部分はならして配りましょうということで、とても良いような口当たりはするのですが、本当にいいのですかということですよ。

委員 例えば簡単に言うと、税の理論では増税をするあるいは税率を下げると言った時に、何を持って税率を上げるのかあるいは何をもって下げるのかを説明できないのではないのかということですよ。

座長 特に地方税としての受益と負担の部分の問題が大きいということですよ。

委員 特に地方で法人税割をかけるという意味が、あるいは法人事業税の所得割でもいいのですが、基本的には地域に存在する企業がその地域の地方公共団体から公共サービスを受けているから税金を納める制度のはずなのに、ここの部分を無しにして調整しますよと言って一気にいっているわけです。

座長 来年度については、まだ交付税繰り入れ分が4.4%で市町村分が9.7%であり、まだ市町村分が多いのであまり極端なことは言えないのですが、これがさらに消費税2%アップになった時にどのぐらい取られるのか。仮に半分半分になったとしても、〇〇委員がおっしゃるように、市町村が法人課税をやることの意味は何ですかという議論になることは間違いないです。

委員 法人住民税法人税割や法人事業税の所得割を考えると、税のしくみをどのように考えるのかということが大きな問題になるのではないかと思います。ここを一番危惧しています。税の理屈を抜きにした理由になってしまっています。

委員 法律面からは、どのように理解されるのでしょうか。

委員 私たちは政策が決まればそれを文章にするだけですが、言おうと思えば色々あります。1つは、ネガティブではないですが、横浜市が言ってどれだけインパクトがあるのでしょうか。

座長 ちなみに4.4%でどのぐらいの税収になりますか。返ってくる分はわかりませんが。

税制課長 本市の法人市民税でいえば平年度で約100億円になります。

座長 交付税で返ってくる分はわかりませんが。

委員 税収減が100億円なので、多少交付税があるでしょうからネットで言えば100億円ないかもしれないですね。

座 長 地方消費税交付金の額もわからないですしね。
委 員 偏在の是正措置としての配付メカニズムとして、税法の中に組み込んでいいのかという
お話は〇〇委員がしていましたよね。
逆に言うと、総務省で議論すれば、看板が税とついていれば、中身が税となっていなけ
ればならないと決まっているわけではないので、配付メカニズムとしてだけ使いますと割
り切ればそれもありえるという議論もあるでしょう。
偏在についていえば、横浜市はかなり東京都に近い潤沢な方ですよ。そうすると税収
を抑制される側だと言えたとしても、日本全体の地方公共団体から考えると偏在是正は大
きなテーマです。東京都だけ問題にすれば叫ばばいい話ではないと言われると声が小さく
なってしまいます。

委 員 東京都で議論したときは、本来的な税源交換をきちんとやるべきで、法人税なら法人二
税をきちんと国が徴収してそれを原資として使って、交付税の財源を、きちんといわゆる
財源保障機能する財源として使って、地方消費税を地方の独自財源として充実させるとい
う税源交換をやるべきだという主張でした。ただし、地方消費税は市町村にとっては税で
はなくむしろ県からの交付金です。

委 員 逆に言うと、地方消費税を市まで税としておろせばいいのではないのでしょうか。
座 長 それなら少しは筋がとおります。
委 員 裏表ですよ。
委 員 横浜の場合には、大都市制度で県に代替する組織として今後やるので、きちんと税源と
して、地方消費税を独自財源とする徴収主体として認めろと主張していく方向性はあるか
もしれないです。

主 税 部 長 税源交換するにしても、それが本来の姿であるということですね。
座 長 本来の姿ではなく、駄目でもそれぐらいということではないでしょうか。
委 員 県のレベルは、ちゃんと仕向地でやるのですが、市町村におろすときは人割になってい
るのは、調整的な色彩が強いです。どこも手をあげないし言わないです。私は、横浜は県
並みの扱いをしると一番に言った方がいいと思います。横浜は 360 万人いて明らかに県の
3つや4つの行政主体を持っているのだから、横浜市は仕向地原則で対象にしてくれと言
った方がいいと思います。

座 長 この問題は、非常に色々な要素を混ぜて考えると誤解が生じる部分がたくさんあり、わ
かりにくい部分がありますので、先程申し上げたように、4月以降に改めて整理したう
えで意見をまとめていきたいと思っています。現時点での今日のまとめとしては、私の整理と
してこれからお話する内容になるかと思っています。お聞きいただいております点があればご
発言いただければと思います。

まず大きく分けて2つの立場を分けて考えていかなければならないと思います。1つは
あくまで1自治体としての横浜市の立場、もう1つは日本の地方と言われる立場で、これ
らを分けて考えなければ混乱してしまうと思います。

わかりやすい2番目の立場から言うと、財政調整が
課題になっています。このことからすると、国の財政も厳しく、縮小経済で右肩下がりの
経済になっていて人口も減少という時に、今までのように国にも余裕がないのであるから
地方で余っていると思われる水準超のところは吐き出しなさいとして、その吐き出したも
ので財政調整をやりましょうという立場を全否定はできません。聞かざるをえないし、
地方としてもそんなのは知らないというわけにもいかないの、そこをどう考えればいい

のかということです。この立場からすると、1つ問題になるのは、協力することは日本の自治体としてやむを得ないですが、国レベルで勝手に決めるなどというところを言わざるを得ないと思います。問題なのは、対等と言いながら対等ではなくて、国の府省の間での手打ちできなくなってしまったものを勝手に押し付けられて地方税を奪われるという立場が、いくらマクロの立場からしても承服できないということで、やるのだったらきちんと協議をさせてくれということです。

現行の協議の場は不十分ですから、もっとしっかりとした、例えば地方財政委員会なり地方税制委員会なりを国レベルでしかも行政から独立したところで作って、国と地方がきちんと話し合ったうえで、国の財政がこうで地方の財政がこうであり、地方の方がまだ余裕があるから格差の是正を地方も協力しましょうという話をするなら承服しましょうということです。ところが現実はこちらになっていなのが問題です。これが2番目の立場からの問題かなと思います。

もう1つもっと単純に、1番目の1自治体としての立場から何が問題かということ、大きく分けると4つの問題になると思います。

1番目は、横浜市からすると財政調整は国家の責任の話なので、何も市長に責任があるわけではないです。市長や都知事などの自治体の首長に責任があることではなくて、国や国の府省が考えることです。それをあたかも自治体の責任として、あなたのところは金があるから差し出せというのはお門違いの話であって問題外ということです。つまり、財政調整はあくまで地方自治体の責務ではなくて国家の責任であるということです。

2番目の問題が、国レベルの計算があたかも数字合わせで、先程から「辻褃合わせ」という言葉が出ていますが、マクロの計算と現実の自治体の財政、税制、税収は大きく違うので、ここの現実を再確認して貰わないと問題であるということです。つまり、国レベルで計算して交付団体は損しないで不交付団体だけが1,200億円減りますという辻褃合わせの数字がまかり通っていますが、このようなことがまかり通るなら自治体はいらないので地方自治のかけらもなくなってしまいます。こういう辻褃合わせの計算で全てが納得できるというのはおかしいということです。

3番目が、地方の法人課税をどう考えるのか。法人課税が先ほどのあり方委員会の報告書でもそうですが、原則のところでは法人課税は大事だと言いながら、法人課税には偏在性が大きく税収の変動が大きいからあまりそぐわないというような矛盾した書きぶりが出てきています。原則のところでは地方法人課税は大事で、受益に応じた負担があって重要な役割を果たしていると書いてあるにもかかわらず、そのすぐ後ろで偏在があるのでダメで交付金にしてしまえというロジックのすり替えのような部分が出てくるので問題です。むしろ原則の方を大事にしてもらわないと、横浜市は企業誘致もしたくなくなるし、企業はむしろ公害をまき散らす装置なので必要ないという議論も出てきてもおかしくないの、ここをどう考えるのかです。むしろ地方税の受益と負担を大事にした議論をしなくてはならないということです。

最後の4点目ですが、消費税が増えるから法人税を減らして調整しましょうというのはマクロ的には合っているのかもしれないですが、市町村については消費税が税ではないので、市町村からすると課税自主権がその分だけ減らされたということになります。横浜で言えば100億円の課税自主権が侵害がされたということになります。これが4つ目の問題点です。

整理してみるとこのような問題になるかと思いますがいかがでしょうか。

委員 横浜は大事だと思うので、今、座長が整理した2つの立場で慎重にきちんと議論して、

切り分けて答申を出すのがいいと思います。一番重要な、市町村という自治体にとって横浜は大きくて重要な自治体なので、横浜市がどう言ったかというのはこの件については重要になると思います。言うべきことがあれば言わないといけないと思います。

座 長 よろしければ年度末のまとめとしては、今整理したところでまとめていただいて、特に1番目の立場からは市会の先生方にも頑張ってもらいたいというメッセージを込めて報告書を書いていきたいと思っています。そして、市町村として言えるのは横浜しかないので4月以降に少し整理をしたいと思っています。もう1つ大事なのが、損得抜きで議論をしないと日本の行く末は道を誤ると思います。

それでは、おおよそいただいた論点には意見が出たと思います。先ほど申し上げたように年度末に簡単な報告書を書きたいと思っていますので、最終的な文言については私に預らせていただいてよろしいでしょうか。先生方のお言葉をできるだけ活かしたいと思っています。

では、論点は以上になりますので事務局にお返しいたします。

税 制 課 長 2年間の任期の税制調査会は本日で最後になりますが、改めて御礼申し上げます。本日はどうもありがとうございました。